

令和4年定例第2回市議会会議録(第4日)

令和4年6月24日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒巻	隆伸
3番	村上	義徳	11番	瀬口	健
4番	奥菌	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市
8番	前原	武美	16番	牛嶋	利三

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋晋治	係長	宋由美子
参与	田中裕樹	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	総務課長	平川貞雄
副市長	三重野直美	財政課長	大坪康春
教育長	待鳥博人	企画振興課長	木村勝幸
監査委員	平井常雄	秘書広報課長	久保井千代
総務部長	西山俊英	健康づくり課長	田中聡美
保健福祉部長	盛田勝徳	福祉課長兼福祉事務所副所長	末吉建
市民部長 兼市民課長	松尾和久	学校教育課長	北嶋淳一郎
環境経済部長	坂田良二	環境衛生課長	宮崎眞一
建設都市部長	松尾武喜	農林水産課長	坂本生治
教育部長	藤吉裕治	商工観光課長	猿本邦博
消防長	北嶋俊治	上下水道課長	甲斐田裕士

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第42号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第43号 みやま市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第44号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第45号 みやま市道路線の認定について
- (5) 議案第46号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第3号）
- (6) 請願第1号 沖縄本島における沖縄戦戦没者の遺骨収集の徹底を国に求める請願
- (7) 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書
- (8) 閉会中の継続調査の申出について
- (9) 議員派遣の件

(追加日程)

- (1) 発議第2号 沖縄本島における沖縄戦戦没者の遺骨収集の徹底を求める意見書
- (2) 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案第42号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 議案第42号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めて

まいります。吉原総務常任委員会委員長お願いいたします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第42号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は6月21日、松藤行政委員会事務局長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、最近における物価の変動等を考慮し、国政選挙の選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額の引上げが行われたことから、国政選挙を指標として定めている市政選挙の経費についても同様に限度額の引上げを行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第42号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第2 議案第43号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 議案第43号 みやま市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。引き続き、吉原総務常任委員会委員長お願いいたします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第43号 みやま市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は6月21日、松尾市民部長、河野税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、条例中で引用する租税特別措置法及び同法施行令の規定に項ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。

議案第43号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号 みやま市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第3 議案第44号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 議案第44号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥菌文教厚生常任委員会委員長お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

皆様おはようございます。文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第44号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月23日に盛田保健福祉部長、高岡子ども子育て課長補佐及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正に当たっては、内閣府令で直接に基準を定めるもので、市町村が改めて条例に規定を要さない点や近隣市の制定状況及び今後の法令改正時の手続の簡素化等を鑑みて、条例の題名及び目次等を整理したものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第44号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第44号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第4 議案第45号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．議案第45号 みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

皆さんおはようございます。産業建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

議案第45号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月20日に松尾建設都市部長、城戸建設課長及び関係係長に出席を求め、委

員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、道路法第8条第1項の規定により市道路線の認定をするものです。

県営農村総合整備事業が完了したことに伴い、路線番号5128号北関下原1号線など、6つの路線を市道路線として認定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第45号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号 みやま市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第5 議案第46号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第46号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第46号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決をされました。

日程第6 請願第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 請願第1号 沖縄本島における沖縄戦戦没者の遺骨収集の徹底を国に求める請願を議題といたします。

本件については文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。奥菌文教厚生常任委員会委員長お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

請願第1号 沖縄本島における沖縄戦戦没者の遺骨収集の徹底を国に求める請願について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月23日に盛田保健福祉部長、末吉福祉課長及び関係係長の出席の下、委員会を開催いたしました。

この請願は、沖縄戦で犠牲になられた戦没者の遺骨収集に当たり、平成28年度から平成36年度までの間を戦没者の遺骨収集を集中的に実施する期間と定めた戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、国の関係機関に遺骨収集の徹底を求める意見書の提出を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

請願第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第1号 沖縄本島における沖縄戦戦没者の遺骨収集の徹底を国に求める請願は、委員長報告のとおり採択をされました。

日程第7 請願第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書を議題といたします。

本件については総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長お願いいたします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は6月21日、西山総務部長、大坪財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨は、自治体の安定的な財政運営を行うため、地方交付税総額を確保し、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を維持することが重要であるとして、地方の安定的な財政運営を実現し、地域の行政サービス水準を守るため、2023年度政府予算における地方財政の充実・強化を目指す必要があることから、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

請願第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書は、委員長報告のとおり採択をされました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前9時51分 休憩

午前9時53分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて会議を再開してまいります。

お諮りをいたします。発議第2号 沖縄本島における沖縄戦戦没者の遺骨収集の徹底を求める意見書及び発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号及び発議第3号を日程に追加し、追加日程第

1、追加日程第2として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第1 発議第2号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第2号 沖縄本島における沖縄戦戦没者の遺骨収集の徹底を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。枕嶋議会事務局長お願いします。

○議会事務局長（枕嶋晋治君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより提出議員の説明を求めます。4番奥菌由美子君。

○4番（奥菌由美子君）（登壇）

発議第2号 沖縄本島における沖縄戦戦没者の遺骨収集の徹底を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第1号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号 沖縄本島における沖縄戦戦没者の遺骨収集の徹底を求める意見書は原案のとおり可決をされました。

追加日程第2 発議第3号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第2. 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読いたします。牛嶋議会事務局長お願いします。

○議会事務局長（牛嶋晋治君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより提出議員の説明を求めてまいります。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）（登壇）

発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第2号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決をされました。

日程第8 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることと決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知

おきをお願いいたします。

日程第9 議員派遣の件

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定によりまして、お手元にお配りをいたしましたとおり、議員を派遣することといたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、そのように議員を派遣することと決定をいたしました。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条によりまして議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

会議を閉じます。

令和4年定例第2回市議会を閉会いたします。

午前10時12分 閉会

上記会議の次第は、椛嶋晋治の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 中島 一博

みやま市議会議員 河野 一仁